

別記3 工作物移転料積算基準

(適用範囲)

第1 本基準は、仕様書第4条第二号で区分された工作物の移転料を積算するための方法を示すものである。ただし、建築設備及び建物附随工作物（仕様書第4条第一号の表1建物区分（注）参照）については、本基準を適用しないものとする。また、地方公共団体、公社、電力会社等の公共施設の移転について、各施設管理者の定める積算基準等がある場合は、本基準にかかわらずその基準等の定めによることができるものとする。

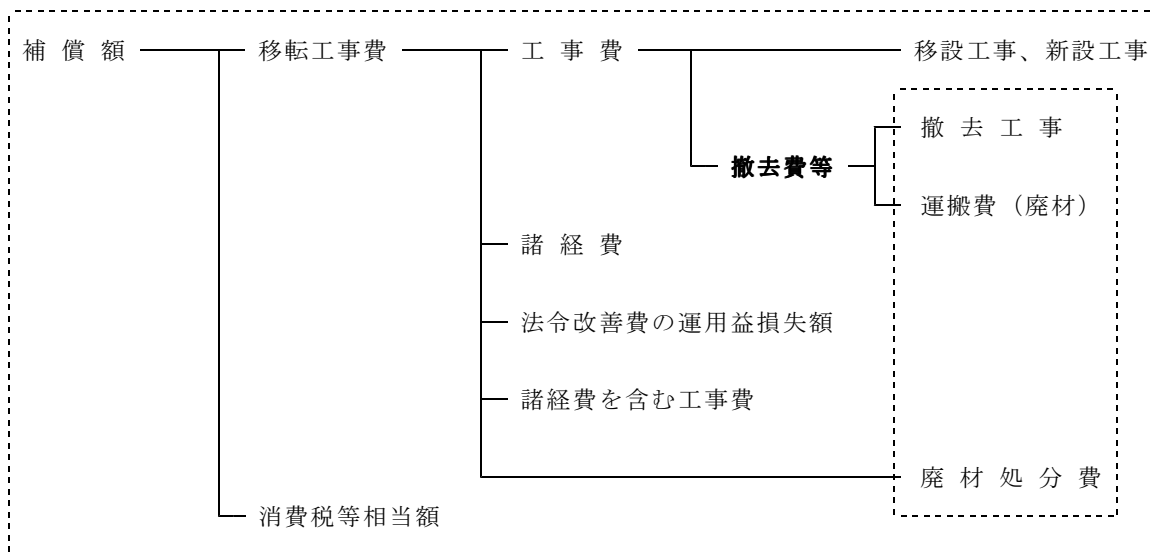
(算定方法)

第2 工作物の移転料算定は、建物の移転料の算定方法に準じて算定するものとし、下記のとおりとする。

- ① 移転しても従前の機能を確保することが可能な工作物
移転しても従前の機能を確保することが可能な工作物については、原則として建物の復元工法に準じて移設に要する費用を算定するものとする。
- ② 移設不可能な工作物
移設不可能な工作物については、新設に要する費用を算定するものとする。
- ③ 移設することが可能であっても費用的に明らかに高額となる工作物
移設することが可能であっても費用的に明らかに高額となる工作物については、新設に要する費用を算定するものとする。なお、建築現場等で解体材を再使用する等の方法が実態として行われていないものについても同様に、新設に要する費用を算定するものとする。
- ④ 機能回復を要しない工作物
機能回復を要しない工作物であると認められるときは、除却に要する費用を算定するものとする。
- ⑤ 大規模な工作物
機械設備、生産設備等で大規模なものについては、移設を原則とするが再設費用（再設費用は、新設に要する費用から減耗分を考慮した費用とする。）と建物、営業補償、その他通損等を含めた補償総額で費用比較したうえで合理的な方法（移設若しくは再設）を採用し算定するものとする。

(補償額算定)

第3 工作物の移転補償額算定は、次による。



① 移設及び新設の場合

$$\text{補償額} = \{A + B + [(A + B) \times R] + H + C + D\} + \text{消費税相当額}$$

A：移設費、新設費（諸経費を含む移設費、新設費を除く。）

B：撤去費等

（新設及び移設により発生する廃材処分費を除く。）

R：諸経费率

H：法令改善費の運用益損失額

C：諸経費を含む工事費（移設、新設、撤去）

D：廃材処分費

② 除却の場合

建物の「除却工法」に準じて算定するものとする。

（移設費、新設費）

第4 工作物の移設費・新設費は、次による。

- ① 移設費は、現状の工作物を解体し再使用が可能な資材等を使用して（再使用が困難な部分については補足材を使用する）再現に要する費用で「移設A」、「移設B」に区分するものとする。ただし、移設する工作物を解体するに要する費用及び再使用する資材等の運搬費は、移設費に含むものとする。

移設A：構外への移設

移設B：同一敷地内（構内）での移設

- ② 新設費は、現状と同種同等のものを新設するに要する費用である。**（撤去費等）**

第5 工作物の撤去費等は、新設する工作物の撤去費と新設及び移設する廃材の運搬費・廃材処分費であり、その取扱いは次による。なお、建物の移転に伴い新設若しくは移設する工作物の廃材の運搬費及び廃材処分費については、建物の取りこわし工事費で計上する廃材の運搬費及び廃材処分費に合算して計上するものとする。

- ① 撤去費は、新設する工作物の撤去に要する費用で「撤去A」、「撤去B」に区分するものとする。

撤去A：地上（地盤〔GL〕）までの撤去

撤去B：地中部分までの撤去

- ② 工作物の廃材量は、「工作物廃材量組成一覧表」の数値に金属くず以外は次表の空隙率を乗じた数量、金属くずは重量換算値を乗じた数値によるものとする。

※：算定例は非木造建物〔I〕移転料積算基準第4②の【参考】建物解体等に伴う廃材量の算定例を参照する。

重量換算単位：m³ / t

組 成 名	木 く ず	が れ き 類	金 属 く ず	廃 プ ラ	混 合 廃 棄 物	摘 要
空 隙 率	2.86	2.02		16.07	2.50	
重量換算値			3.45			

- ③ 「工作物廃材量組成一覧表」に掲載がない工作物の廃材量は、組成毎の廃材量を算定するものとする。
- ④ ③による算定が困難な場合は、新設費の見積もりを徴するメーカー等から廃材処理費用の見積もりを徴し、算定するものとする。
- ⑤ 廃材運搬費の算定は、木造建物〔Ⅰ〕移転料積算基準第4③に準じて算定する。なお、廃材量の認定については、新設を行う工作物の撤去材（廃材等）及び移設を行う工作物で再使用しない材料（廃材）を対象とし、「工作物廃材組成一覧表」より算定するものとする。ただし、「工作物廃材組成一覧表」にない工作物については、木造建物〔Ⅰ〕の廃材標準認定値の組成に準じて別途数量を積み上げるものとする。
- ⑥ 廃材処分費の算定は、廃棄物の組成毎に次式による。

$$\text{廃材処分費} = \text{廃材量} \times \text{単価}$$

※：廃材処分単価について地域の実情にそぐわない場合は、別途認定するものとする。

（単価等）

第6 補償金算定に用いる単価等は、木造建物〔Ⅰ〕移転料積算基準第7に準じて適用するほか、次によるものとする。

- ① 歩掛は、「損失補償算定標準書（歩掛編）」に定める「工作物補償標準歩掛明細表」（以下、「標準歩掛」という。）による。なお、標準歩掛にないもの及びこれにより難しいものは、「建物工事標準歩掛」、「標準工事歩掛要覧」等の文献に基づき適正に定めるものとする。

（諸経費）

第7 諸経費は、純工事費（新設費、移設費、撤去費等〔廃材処分費を除く。〕）に一律25%を計上するものとする。ただし、大規模機械設備、変電設備等の特殊な工作物については、25%を限度として建物の諸経費に準じて適用するものとする。また、諸経費が含まれる標準単価（電話機移転工事）、見積書及び元請施工単価の資材価格は、この諸経費を適用しないものとする。

（法令改善費の運用益損失額）

第8 法令改善費の運用益損失額は、木造建物〔Ⅰ〕移転料積算基準第5に準じて算定するものとする。